

ご遺族の皆様方へ

このたびは謹んでお悔やみ申し上げます

故人の思い出に、日々悲しい思いで過ごしておられることとご推察申し上げます。その様なときに不躰とは存じますが、故人の相続手続きについてご案内申し上げます。相続手続きの中には3ヶ月以内に行わなければならないものもありますので、早めにお問合せいただきたいと思います。

- ・ 何から手をつければいいのか分からない？
- ・ 相続税がかかるのはいくらからか？
- ・ 手続きをしないと困ることは何か？
- ・ 遺産分けの話をどう切り出したらよいか分からない-----など

まずはお電話下さい

基本料金 180,000円

(消費税 別途)

遺産分割協議書作成～登記申請手続き 他
(登録免許税や司法書士報酬等の実費は別途かかります。複雑な事案や準確定申告・相続税の申告が必要な場合は別途料金が加算されます。)

税理士法人 こうの会計
行政書士・税理士 高野 勝良
加須市東栄1丁目13番11号

TEL 0480-65-1768

URL : <http://kono-keiei.com>

ご遺族の皆様方へ

相続とは亡くなった方の「財産」や「事業」を御遺族の方が引き継ぐ（または放棄する）ということです。

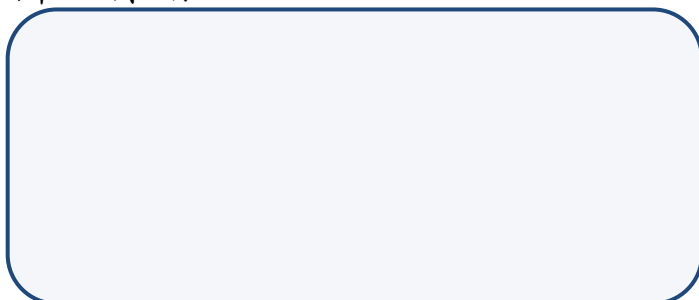
そのため、いろいろな手続きが必要となります。

例えば

- ▶ 故人に土地や家屋、預貯金などの遺産がおありならば、相続人間で協議し、書類を整えて、名義書換えなどの手続きを進めなければなりません。
- ▶ もし負債が多額で、この負債を引継ぎたくないと思えば、3ヶ月以内に“相続の放棄”又は“限定承認”の手続きをとらなければなりません。
- ▶ もし故人が事業を営んでいた場合には、4ヶ月以内に所得税（準確定申告）や消費税の申告をしなければなりません。
- ▶ 故人の事業が青色申告であれば、その事業を引継いだ人が一定の期限内に『青色申告承認申請書』を提出する必要がありますし、その事業が消費税対象事業であれば、同じように、その事業を引継いだ人がその年の12月31日までに消費税の『課税事業者選択届出書』や『簡易課税制度選択届出書』を提出する必要があります。もし提出がなければ税務上、不利な取扱いとなる危険があります。



御紹介者



税理士法人 こうの会計
行政書士・税理士 高野 勝良
加須市東栄1丁目13番11号
TEL 0480-65-1768
URL : <http://kono-keiei.com>

- このパンフレットをご持参された方については、報酬を1割引致します。